

令和6年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(西方地域)

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1	金井新田	<p>【空き家の市としての対応】</p> <p>先日、自治会員の方から近所に空き家になっている家があり、その空き家の場所は2本の道が交差する角の所にあつて、庭木が道路にはみ出てきて、車で交差したもう片方の道路に出るにはみ出た庭木で出づらいつつたことで、「ふれあいトーク」で要望を出してくださいといつことでした。</p> <p>その家の持ち主は高齢で一人暮らしだったので、現在その人は宇都宮に住んでいる娘さんの家に厄介になつているといつことで連絡がとれませんでした。</p> <p>とりあえず市の担当の課に連絡したのですが、担当の方が状況を調べますといつことだったのでその後の処理は担当の方に任せますが、将来こつ言つたよつな事例(一人暮らしの持ち主が死亡したりして完全に空き家になつた場合など)で、空き家を含めた事の栃本市としての対応はどのよつなるのでしょうか。</p>	<p>【建築住宅課:TEL 21-2452】 【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>車道にはみ出した草木等の対応といつしましては、車両等が通行するよつで危険を伴う箇所につきましては、道路管理者である市や県が対応する場合もありますが、個人宅から出ている庭木については、原則所有者の方にご対応いたしております。</p> <p>管理不全な状態の空き家や草木の越境等について、市民の方等からご相談をいただいた場合、車道へのはみ出しなど、市職員による現地確認を行い、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者等を調査後、現況写真を添付した助言書を送付し、空き家の管理や草木の除去等の対応をお願いしております。</p> <p>もし、所有者が死亡している場合は、相続人を調査し、相続人あて通知を送付することになります。</p> <p>助言書により改善が見られない場合は、指導書を送付、さらに改善がなされない場合は、勧告を行うことになります。</p> <p>空き家については、全国的に増加傾向にあり、本市においても、空き家バンクや空き家解体補助金等の取り組みのほか、令和4年度からは空き家にしないための対策として、専門家を講師に招き、空き家発生予防セミナーを開催するなど、空き家対策に取り組んでいるところでつす。</p>	<p>【担当課:建築住宅課:TEL 21-2452】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>当該物件につきましては、所有者とお話をさせていただき、今は庭木の道路への越境等はない状況になつており、今後の活用に向け、協議等を進めているところだつす。</p>
2	金崎南	<p>【金崎南内の道路停止線に起案する要望】</p> <p>金崎南内にある「一時停止線」については、消えかかっている状態のた、危険なので事故が起きない様「停止線」を引き直して頂く事を要望します。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、宅地開発時に設置した停止線と思われ、警察に確認したところ、規制がかかっているといつことでした。</p> <p>そのため、市といつしましては、現在の停止線と同様に法令による規制のない『停止指導線』を設置いたします。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>令和6年7月に停止指導線を設置いたしました。</p> <p>また、一時停止の規制については、警察において令和7年1月に設置されております。</p>
3	田谷	<p>【田谷地内の道路改修に関する要望について】</p> <p>田谷地内の生活道路については圃場整備により整備された道路だつすが凸凹が激しく、通行に支障をきたしていますので、整備を要望します。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、令和3年10月に「生活道路補修要望書」を提出いただいております、本年度に舗装補修工事を実施いたします。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>令和6年12月に舗装補修工事を実施いたしました。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
4	根子屋	<p>【地域住民の生活道路の路肩部分の除草の件】</p> <p>赤津川の両側の市道 51033 号線及び市道 51035 号線並びに市道 51046 号線が盛夏時期になると草木が生い繁り、通行車両並びに歩行者にも支障をきたし、又、市道 1004 号線の工業団地との接続カーブ地点から廃業した真名子カントリーのクラブハウス入口あたりまでも、盛夏時期になると、対向車が来るとすれ違いにも支障をきたし、対向車を停止して待っている状態が見受けられるので、当該道路の除草を要望します。</p> <p>赤津川の護岸修繕は栃木土木事務で行われていて管轄が違うかもしれませんが、添付した写真の箇所で堆積土砂が多く、大雨時に氾濫するのではないかと心配をする方もいまして、浚渫工事を希望する県民がいるとの働きかけをしていただければ幸いです。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の箇所につきまして、現地を確認したところ路肩部分に草木が繁茂しているため、6月に草刈を実施いたします。また、定期的に現地を確認し、通行に支障がないよう維持管理に努めてまいります。</p> <p>【治水対策室:TEL 21-2785】</p> <p>赤津川の土砂及び雑草除去について、河川管理者であります栃木県栃木土木事務所(保全第一課:23-3437)に確認したところ、以下のとおり回答がありました。</p> <p>『ご要望の箇所については、令和4年度(都賀地域)の質問の中で、脇谷橋以北の葎等の除去についてご要望をいただき、現地調査を行ったところ、神前田橋以北でも同様に葎及び堆積土の除去の必要があることから、昨年度は河川内の草刈り及び現地測量を実施したところであります。これまで、優先度等を考慮し、予算化に向けた準備を進めてきたところ、今年度予算化されましたので、現在、堆積土除去工事の発注に向けた準備を行っており、秋頃には実施予定です。』</p> <p>【農林整備課:TEL 21-2387】</p> <p>赤津川に合流する水路部分につきましては、前述の栃木土木事務所における浚渫の進捗に応じて、今後対応してまいります。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>令和6年6月に路肩部分の草刈りを実施いたしました。</p> <p>【担当課:治水対策室:TEL 21-2785】</p> <p>河川管理者であります栃木県栃木土木事務所を確認したところ、以下のとおり回答がありました。</p> <p>『堆積土除去工事については、令和6年秋頃から着手し、令和7年2月に完了しました。引き続き、関根橋から上流につきましても、令和7年春頃から工事を実施予定です。』</p> <p>【担当課:農林整備課:TEL 21-2387】</p> <p>赤津川に合流する水路については、赤津川の堆積物除去工事が既に完了している状況でありますので、必要な対応を検討のうえ、早期に着手できるよう努めてまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
5	参加者 (上組東)	<p>【自治会加入率について】</p> <p>栃木市民憲章に、「自然と伝統を大切に、美しい環境をつくりま す」、「広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します」とありますが、 現在、自治会に参加していない方は、栃木市ではどのくらいいるのでし ょうか。</p> <p>それと、自治会に参加すると自治会費が取られます。そうすると、そ れが嫌で自治会を抜けてしまう。そうすると、自治会で設置しているゴミ 収集のステーションが使えなくなるので、その費用を一部負担するとい うことになるのですが、自治会を抜けますと、町内でやっている行事、 たとえばゴミ拾い、それから各地区にあります公園の清掃、そういうも のに全然参加しなくなります。</p> <p>ある地区においては、自治会に入っている方が参加しない時は、ペ ナルティで1,000円とか500円を取っているのですが、自治会に参加し ていない人はペナルティもありません。</p> <p>その辺を市としては、参加率を上げるのにどういう工夫をしているの ですか。お聞かせいただきたいと思います。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>自治会の加入率ですが、栃木市全体では69.3%ということで、加入し ている方が7割を切っている状況となっております。ちなみに昨年度は 70.72%ということで7割は確保しておりました。「パーセント」だけでは分 かりづらいかと思しますので、世帯数で言いますと、1年間で592世帯 の方が自治会から抜けてしまったということになります。</p> <p>自治会費が負担になって抜けてしまうということですが、自治会の役 員さんなどにかかる負担が大きいので、自治会の役員が回って来そう になると抜けてしまいたい、そのような状況もあるのかなと考えており ます。</p> <p>市としましては、様々な面で自治会の方にいろいろなことをお願いし ておりますことから、かなりの負担になっていると思いますので、お願 いするようなことを少しずつでも減らしていこうという試みを検討して おりまして、主に自治会の役員さんの負担になるようなことを軽減させ ていきたいと考えているところでございます。</p> <p>また、「自治会を抜きたい」というご相談が市にあった場合、どのよう な話をさせていただくかと言いますと、今年1月にあった能登半島の地 震、市の方からは25名程が被災地の支援ということで応援に行きまし たが、避難所の支援にあたった職員から話を聞きますと、自治会の活 動、イベントだとか、先ほど話がありましたお掃除だとか、そういう顔が 見えるような活動をしていたために、避難先で「あの人の顔が見えな い」だとか、そういう話が出来たということ聞いております。</p> <p>一概に、そういう活動のみならず、災害のあったときに、自治会のコ ミュニティというのが、威力を発揮するものだということを感じましたの で、「自治会を抜きたい」という相談があった場合には、「防災・災害の 面で非常に役に立つ組織だから残っていただいた方がいいですよ」と いうことで、我々としては説得にあたっております。</p> <p>すべての回答になっていないかも知れませんが、そのような形で、自 治会を抜けないでもらう方策というのは、いろいろ考えているところで ございます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：地域政策課：TEL 24-0352】</p>
		<p>【当日再質問】</p> <p>もうひとつ、自治会の組織を法的になんとかできないものかと思っ ています。</p> <p>いずれにしても、自治会に入っていないければ、いま言ったような災害 時、それから市の活動ですね、これも自治会を抜けている方には通知 がいかないわけですから、その辺を徹底的に考えていただきたいと思 います。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>自治会は現在、任意的な組織という位置づけもあるのですが、実は 法人化している自治会もございます。法人化することによりまして、公 民館などの名義が自治会の名前になります。</p> <p>また、「この地域に入った自治会には必ず入らなければいけない」 といったような強制はなかなかできないといったような状況でございま すが、冒頭市長が申し上げましたとおり、移住定住促進に関しまして、 様々な補助事業を市は揃えておりますが、補助を認める条件に「自治 会に加入すること」といったような条件を入れさせていただいております ので、そういった面で補助金を使って移住をされる方につきましては、 必ず自治会に入ってくださいといったような形をとっている状況でござ います。</p>	

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
6	参加者 (居林)	<p>【西方地域は若い人が住む宅地がなく通勤通学に不便、ふれあいバスの臨機応変な時刻の変更やタクシーの有効活用が出来ないか】</p> <p>市長が市政方針を説明しているが、ほとんど旧市内のことで、西方に該当することはほとんどない。若い人が住む宅地がない、通勤通学が不便。小山市のバスでは臨機応変な時刻の変更やバスとタクシーを有効的に利用できるタクシー券の配布などを行っているが、栃木市はどうなのか？西方では、ふれあいバスは不便だ、利便性がないと何度も話をしているのに、何も解決されていない。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>ふれあいバスにつきまして、臨機応変に運行してはどうかのご意見ですが、公共交通ですので、定期定路線。決まった時間に、決まった道を通らないと、公共交通としてのバスの運行が許可とならないため、難しいと思います。</p> <p>小山市のオーパスとタクシーとの乗り継ぎに関する補助については、交通防犯課も興味を持っており、今後検討していきたいと考えていますが、費用面の問題もあることからなかなか難しいと思っています。</p> <p>以前より、西方地内を循環したらどうかのご意見をいただいております。私も4月に金崎線、真名子線どちらも栃木駅から終点まで乗車しました。たしかに距離も長いし、乗っている人も少ないという事情はありましたが、通学に利用している人が多かったり、病院に行く人が乗っていると運転手が話しておりました。</p> <p>利用者が少なくは続けられないものですが、いろいろ方法を見直しながら検討していきたいと思っています。運転手の人手不足や経費のこともありますので、ご意見を全部伺えるわけではないが、どんどんご意見をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：交通防犯課：TEL 21-2153】</p>
		<p>【当日再質問】</p> <p>2年前のふれあいトークで、地元の人に声をかける組織として、大川市長に条例で設置した地域会議に諮問を出して地域の方の希望、要望を吸い上げるような仕組みを作ったらどうかと質問をしている。それも検討してください。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>地域の方の希望、要望の吸い上げにつきましては、どのような方法にするか、再度検討させていただきます。</p>	
7	参加者 (居林)	<p>【自治会の相談窓口が機能していない。支所でも相談できる体制を】</p> <p>自治会に関して支所で相談しても対応が、本庁に確認します。何日に打ち合わせ会議です。または、直接本庁へ行ってください。これでは、自治会の役員を務められない。自治会の相談窓口がはっきり言って機能していない。</p> <p>また、自治会にあまり仕事を出さないようにとの話だが、自治会内の公園の件で、5月、6月に頼みごとをしたら、公園緑地課は予算がありません。出来ません。これでは、自治会は身動きが取れない。自治会役員を3年、4年と長く務めていれば、来年はこれを頼もうかとなるが、役員のなり手がなく1年交代となると、そんな引継ぎもできない。公園は市の財産、何か頼みに行くとシルバー人材センターに頼んでください。道路河川課でもそのような回答だった。</p> <p>要は、自治会に金がないと何も出来ない。そのような流れになっている。また、役員をやるための行動力のある人が育たなければ、役員になる人はいない。</p> <p>合併した時は支所に部長級がいたが、課長級になって、今は係長級。それでは全然先に進まない。そこを改善しなければ、自治会どうのという改善にはならない。来年度に向けてどのようにしていくのかお聞きしたい。</p>	<p>【副市長】</p> <p>自治会、総合支所への相談、公園の維持管理についてお答えしたい。まず、公共用地の草刈り、公園の管理については、市でなかなか全部まかなうのは難しい状況であり、地元の自治会の皆様に、市内どこでもそうですが、お願いしているのが実情です。</p> <p>最終的な管理責任はもちろん市であることは承知しております。全部市でやってくれとなると継続していけなくなる。最近が高齢化や、自治会の人数が少なくなっていて、管理できないので市でやってほしいという相談が来ておりますが、公園が300ほどありますので、地元で管理できるものであればお願いしたい。</p> <p>自治会の相談窓口としての総合支所の機能については、課長級を置いております。ご指摘のように、そこで用が足りないこともあるかもしれませんが、自治会の相談は、支所でしっかり答えるべきと思っていますので、改めて指示、指導をしていきたいと思っています。</p> <p>総合支所は、自治会の皆様と共にまちづくりを進めていくために機能すると考えていますので、そのようにやっていけるように留意してまいりたいし、改善を図るよう約束をしたいと思っています。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：地域政策課：TEL 24-0352】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
8	参加者 (金井北)	<p>【西方に移住・定住してもらうために、企業誘致を】</p> <p>自治会の話が出ていますが、私の自治会のほうでも高齢化が進んでおりまして、来年度の役員・担当者を誰にするか、なかなか話がまとまらず、時間がかかってしまう。</p> <p>先ほど市長の話にもあったように、移住定住ですよね。西方町に定住・移住していただくためには、やはり働く場所が必要だと思います。私も仕事柄、産業団地の話をよく聞きますが、大きなところよりも中小企業からの問い合わせが非常に多い。全国的にも「地域未来都市促進法」を使って民間企業を誘致するというエリアを定めているところが全国的に多くあります。</p> <p>西方はせっかく東北自動車道のスマートインター、北関東自動車道の都賀インターや栃木インター、この三つのインターを利用できる利便性のいい場所であるので、ぜひ、地域未来都市促進法を使った企業誘致を可能にさせていただいて、町に定住・移住してくる人が増えて、人口が増えれば自治会の人数も増えるでしょうし、ふれあいバスの運行も多くなるでしょうし、まずは働くところがないことには、人口が増えて地域の活性化はないと思います。</p> <p>宇都宮市では清原工業団地、芳賀工業団地等に大手企業が出てくることによって人口が爆発的に増えている。ゆいの杜なんてところは、昔は一坪当たり3万、4万だったところが、一坪当たりの単価が25万、35万とどんどん値上がりしている。LRT沿線も含めどんどん値上がりしている。やはり働く場所が必要だと思います。</p> <p>西方町は非線引きの都市計画区域になっているので、地域未来都市促進法のハードルはそこまで高くないと思うので、ご検討いただければと思います。</p>	<p>【産業振興部長】</p> <p>ただいまご指摘いただいた件について、まさにその通りであると思います。ご存じない方もいるかもしれませんが、「地域未来都市促進法」についてご案内いたしますが、この法律によって可能となる産業団地の開発は、直近ですと、宇都宮西中核工業団地・産業団地が栃木市と鹿沼市の境にあります。あのような産業団地は一般的には国・公団・県もしくは市や町などの地元の自治体が整備するものでありますが、「地域未来都市促進法」を活用いたしますと、民間開発に関して法制度による優遇措置が図れます。</p> <p>都市計画法や農地法、農振法であったり、または税制の優遇が図れるということで仰る通り、有効な手立てであります。県内ですと、佐野市や足利市で採用された事例もあります。本市においては、今年度からその部分の計画を策定し、来年度には、指定されるように手続きを進めてまいりたいと思います。</p> <p>具体的にターゲットになる産業団地の可能性の高い場所といたしましては、北から都賀・西方スマートインター、都賀インター、そして栃木インター、南に行くとも佐野藤岡インター、そして東西の交通利便性を高めている国道50号など、自動車交通の結節点の優位性を生かして指定に向けて今まさに進めております。</p> <p>西方地域は非線引きということで、市街化調整区域ではありませんので、開発を行う場合には一歩・半歩とリードしている場所ですので、そういった部分を含めまして積極的に活用してまいりたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：産業基盤整備課：TEL 21-2376】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
9	参加者 (居林)	<p>【人を呼び込めるような企画を西方でどんどん立てていただきたい】</p> <p>私は西方に住んで35年以上たつのですが、本当に自然に恵まれていいところだと思っています。ただ、交通の面では車がないと生きていけない場所だなと実感しています。</p> <p>今度、西方城が国史跡登録ということですが、なんでイベントが少ないんだろうと。コロナになった年に西方城のハイキングというのが市の企画であったので、申し込んだがコロナで中止になってしまった。ただそのあと、次はいつやるんだろうと待っていたが全然案内がない。</p> <p>また、金崎の桜はだいぶ老木になってきたので、若い木を植え替えたりする事業の必要があるかと思いますが、有名な桜並木なども含めて意外と鉄道会社とタイアップして企画をたてれば、季節によっていろいろな人来てもらえるのではないかと。今はハイキングをする人も増えていますので、自然を活かした企画をどんどん立てていただければ、町内にも案内をしてくれる人もいます。</p> <p>企画を誰が立てるのかということがありますが、人を呼び込まなければ始まらない。自然の素晴らしさを理解していただければ、移住してくれる人も増えるのではないかと。そういった企画を導いていただいて、町民の中から実行委員長が育つような形で進めていただければと思います。</p>	<p>【産業振興部長】</p> <p>ご提案を頂きました、鉄道事業者のノウハウを活用する部分については、実は皆様あまり知られていないところかと思いますが、國學院大學では観光に関する学部学科も創設されたということで、「産学官」ということでいわゆる民間事業者、われわれ市、地元の団体、そして学ということで大学の様々な学生や先生とで、本市の観光の在り方などについて意見を交えております。</p> <p>今いただいたお話も誘客ということでは有効な手立てだとおもいます。地元の皆様が楽しめるようなところでなければ、来た人にも喜んでいただけない、一回来ただけで、2回3回とは訪れてもらえないということで、地元の方にも愛されるような形でなければなりません。</p> <p>本市は合併いたしまして非常に多くの観光資源がありますが、その辺の情報共有ネットワークがまだまだ図られていないというご指摘もいただいておりますので、本年度は引き続きそういった検討を進めてまいりますので、より有効に活用できるようにしてまいりたいと思います。</p> <p>【教育次長】</p> <p>市長からもお話がありましたように、先日国の文化審議会の方から推薦がございまして、官報に載って正式に史跡指定となるのは、だいたい3ヶ月後くらいになるかなと思います。正式に認定になった後は、企画展や現地展覧会などの企画をして、西方城の認定を盛り上げたいと考えているところです。</p> <p>ご存じのとおり、文化財も今は保存と活用ということで、活かしていく方針が立てられておりまして、文化課においても、文化財の保護・活用計画を地域ごとに立て、文化財を活かして地域の活性化につなげていきたいと考えております。</p> <p>また、東武鉄道とのコラボの話が出ましたが、実際に今年度も田村律之助の顕彰会関係で東武鉄道とコラボしておりまして、麦踏の体験を行ったり、栃木市の大麦を使ったビールの試飲ができるといったコラボを行ったりしていますので、さらにそういった活動を広めていきたいと考えております。</p>	<p>【担当課：観光振興課：TEL 0282-21-2373】</p> <p>栃木市も参加しております「栃木県観光プロモーション協議会」において、令和7年度から「城跡を活用した地域振興事業」を実施するにあたり、西方城や皆川城など市内の城跡をはじめ県内の城跡を周遊する企画を検討してまいります。</p> <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：文化課：TEL21-2497】</p>
10	参加者 (大沢田)	<p>【市のホームページにもっと情報を載せて欲しい】</p> <p>栃木市のホームページの最新情報を1週間に2～3回見させていたでいて、ものすごくためになっております。</p> <p>ただ、スマートフォンで見るとすごく分かりづらい。また、この間発行された7月分の広報で出ていた情報がホームページに反映されていない。あと、7月あたりから食事療養費か何か少し変わったと思いますが、そういう情報も書き変わっていない。</p> <p>他にも、救急医療指定とか、夜間救急車というものがありますよとか、何か情報が足りないような気がして、大沢田の方もやはり老人がものすごく多いので、そういう情報をひとつひとつ載せていただければ、少しでもみんなのところに「こういうところにこういう情報があるよ」と言えると思うので、できれば検討していただきたい。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>市のホームページに、最新情報が色々出ておりますが、分かりづらい部分や、足りない部分があるというご指摘かと思っております。</p> <p>一生懸命、ちゃんと載せているつもりではありますが、やはりトータルで見ますと、足りない部分、分かりづらい部分というのをご指摘をいただいております。</p> <p>広報紙に載せる場合も、紙面に限りがありまして、「詳しくはホームページを見てください」という案内をすることもありますが、「紙面だけだとよく分からない」など、様々なご意見をいただきます。</p> <p>若い人中心に考えますと、パソコンやスマホでホームページを見るほうが便利かと思っておりますが、それがなかなか「紙の方が安心する」という方にとっては、広報紙でのご案内が中心になるかと思っております。</p> <p>いずれにしても、情報をキャッチしていただけるように、親切で分かりやすい広報を常に努めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：広報課：TEL 21-2316】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
11	参加者 (小沼)	<p>【栃木市獣害被害防止計画について、個人に対しても支援を】</p> <p>栃木市が令和3年度に定めた、栃木市獣害被害防止計画ですが、これのことについて質問させていただきます。</p> <p>私は現在、個人で有害鳥獣捕獲に励んでおりまして、4月、5月、6月で20頭先、鹿を捕獲いたしました。全部、個人で有料で焼却場で処分しています。おそらく3・4万くらいかかっていると思うのですが。猟友会の会員には、無償でという許可証が出ているようなのですが、委託料という料金を払って、そのうえ上乗せの無償措置がされているのに、なぜ個人にはされないのか、私はなかなか理解できないところがありまして、それについてお答えをいただければと思います。</p> <p>次に、計画の3の対象鳥獣の捕獲等に関する事項の「捕獲体制について」、捕獲体制を強化するために、個人の罾による猪・鹿等の有害鳥獣の捕獲に対して支援を行うという風に書いてあります。現在どのような支援があるのかちょっと頭に浮かんでこないんですが、現状において支援の方策があればお伺いしたいと思います。</p> <p>それから、捕獲報奨金について。細かく調査しているわけではないので分かりませんが、各市町独自で奨励金を支出しております。栃木市では、個人に対してですけれども、国と県からの奨励金を受入れ、私どもに回ってきているわけですが、市独自の報償は一切ありません。他の市町でできてなぜ栃木市ではできないのかという、以上3点について、非常に個人的な質問で恐縮ですが、分からなければ結構ですので、お答えいただきたいと思っています。</p>	<p>【産業振興部長】</p> <p>常日頃から数多くの捕獲に関しましてご協力をいただきましてありがとうございます。この場をお借りしましてお礼申し上げます。</p> <p>個人の活動で、捕獲または地域の様々な獣害対策に貢献していただくことは、獣害の被害防止に有効な手立てであることは間違いありません。</p> <p>今現在そういった部分が制度化されていない点や、猟友会さんの取扱と個人の方の取扱で差異があることについては、全て同じような形で対応させていただけるかは、課題があるかもしれませんが、同じ目的に関しまして同じように危険性もありながら活動していただいているということもありますので、どのような形で支援ができるかについては、今後あらためて検討してまいりたいと思います。</p> <p>おそらく4年前・5年前も同じようなご質問をいただいている所だと思っておりますが、それがあられて若干手当の面で改正させていただいた所もありましたが、まだまだ差異の部分があるということ、本日私もあらためて認識させていただきましたので、今後につきましても、ご意向を伺いながら、制度の改定について検討してまいります。</p>	<p>【担当課：農林整備課：TEL 23-2387】</p> <p>今回のご意見を踏まえ、個人に対する支援について、鳥獣被害防止計画と照らし合わせて検討した結果、昨年8月より、個人で有害捕獲を行う方が、捕獲個体をクリーンプラザへ搬入する場合、無償での受け入れが可能となりました。</p> <p>また、その他支援として、「わな免許」の取得・更新にかかる費用を定額補助する制度を設けております。</p> <p>次に、有害捕獲に対する報償金については、国からはシカ・イノシシともに成獣1頭あたり8,000円、県からはシカ1頭あたり2,000円、イノシシ1頭あたり3,000円が支払われております。さらに、ハクビシン・アライグマを捕獲から処分まで行った場合は、所定の書類を提出された方に、市から1頭あたり3,000円を支給しております。</p> <p>一方、市では、シカ・イノシシ・サルの有害鳥獣の捕獲を猟友会に委託しており、委託料に加え、1頭あたり5,000円を支払っていますが、これは委託業務への対価としての支出であり、個人は対象としていません。</p> <p>周辺自治体の状況としまして、佐野市では、猟友会に対しシカ・イノシシ・サル1頭あたり5,000円を支給しており、小山市は独自の報償金は設けていないとのことでした。</p> <p>今後も、市としましては、「捕獲」・「環境整備」・「防護」の3つの対策を軸に、国や県からの支援を活用しながら、引き続き対策を進めてまいります。</p>
12	参加者 (向宿)	<p>【各戸に配られたハザードマップが見つらいので、ポスターサイズの大きなものも配布して欲しい】</p> <p>2023年に改定されたハザードマップのことです。</p> <p>各戸1冊ずつハザードマップを配っていただきました。細かすぎてどこが危険区域なのか分かりづらいということがあります。特に真名子地区については、土砂災害警戒区域とかそういった所が多く表示されています。ちょっと難しいかもしれませんが、大きいサイズでピンポイントと言いますか、A1サイズでその地区のここは危険ですよというのを見やすくしてもらえればと思います。</p> <p>実際に平成27年の関東東北豪雨の時のハザードマップという栃木市で発行されたA1サイズのポスターという大きなものが公民館に貼ってあるのですが、こういうものが皆さんに周知できればいいなというふうに思っています。</p> <p>周知するにはどうしても、ああいう立派な冊子をいただいても、ちょっと積んでおくといいますが、そういうことになってしまうような気がします。一番周知ができるというのが、ゴミステーションとかそういう所に、皆さんが必ずゴミステーションに来ると思います、そういう所に大きな案内とか、ハザードマップみたいな危険個所とかですね、そういう周知がしてもらえればいいなと思っています。</p>	<p>【危機管理監】</p> <p>ハザードマップが細かくて見つらいというお話は他にもご意見をいただいているところです。市全域で作ったということもありまして、冊子にするのが一番適当だろうということで、このような形になっています。</p> <p>こういう話をすると、その利用環境のない方もいらっしゃると思いますが、市のホームページでも掲載はしてあり、大きくして見られるという環境もありますが、紙ベースでの対応は、現在はしていないという状況です。</p> <p>今後、もしそうした対応が可能であれば、対応できる範囲で考えていきたいとは思いますが、昨年6月に改定をしまして、今回はいろいろ河川の状況ですとか、土砂災害警戒区域の状況などが変わっておりますので、今後また改定が進んでいくこととなりますことから、今後の課題ということでご理解いただけたらと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：危機管理課：TEL 21-2551】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
13	参加者 (栄町)	<p>【西方運動公園のテニスコートの修繕について】</p> <p>運動公園のテニスコートの件でちょっとお話をしたいと思います。</p> <p>現在、テニスコートが4面あるのですが、今は1面しか使うことができません。その1面も私が思うには今年度くらいで使えなくなってしまうのではないかと、そう思っています。今も1面では足りないので、都賀のコートを使ってやっているのですが、西方は人口が少ない・使用頻度が少ないというのがあるとは思いますが、4面使えたところは宇都宮とか県外の方とかも結構利用していただいていたと思います。</p> <p>やはり西方に住んでいる以上、西方ではなく都賀に行ってくださいとか、栃木に行ってくださいとかは、ちょっと寂しいものですから、まして、スマートインターチェンジもできましたし、都賀インターチェンジもありますし、西方でテニスをやって、下に降りてくればバーベキューもできますし、西方城跡もあるし、電車で来れば東武金崎駅もあります。やはり無くして欲しくないの、なんとかして欲しいというのは、数年前から言っているのですが、その辺はどの辺まで届いているのか分からないんですけども、市としては、どういう考えなのか、これからどんな感じで進めていくのか、その辺の見解をお願いします。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>西方の運動公園のテニスコートにつきましては、市も現状を把握しておりまして、特に山側のほうから非常に痛みが激しく、1面しか使えない状況ですが、全ていきなり全面を直すというのは難しいので、とり急ぎ、まずは1コートを使えるように部分修繕して、直していきたいと思っております。</p> <p>また、全面を使えるようにすることについては、どういった方法が良いのか、利用状況も勘案しながらとなりますので、検討課題とさせていただきますと考えておりますが、取り急ぎ、Cコート以外の1面を直すことにつきましては、早ければ今年度中には着手したいと考えております。</p>	<p>【担当課：公園緑地課：TEL 21-2414】</p> <p>テニスコートの補修について、令和7年3月中に補修し、令和7年4月からは4面中2面が利用可能となります。</p> <p>また、全面補修を行うかどうかについても検討いたしましたが、西方総合公園とその他市内のテニスコート利用率を算出したところ、現在は最も利用率が低いのが西方総合公園となっております。</p> <p>その理由としましては、単純に利用者が少ないことが挙げられますが、利用できるコートが1面しかなかったことから利用率が低いということも推察されますので、4月から2面利用できる状態で西方総合公園のテニスコートの利用状況の経過を参考にして、市内の他のテニスコートの利用率と勘案しながら、今後の補修を検討していきたいと思っております。</p>
14	参加者 (下宿南)	<p>【北部分署の完成時期及び概要について】</p> <p>消防長さんにお尋ねします。</p> <p>西方と都賀の分署が統合して西方にできるということで、良かったなと思っていたのですが、少し時期が遅れると聞いておりますので、改めて、完成時期がいつ頃になって、どのような消防署ができるのか、概要などお話しいただければと思いますので、よろしくをお願いします。</p>	<p>【消防長】</p> <p>北部分署という名称で新しく分署を作ることになりますが、本年度、建設予定地の取得をまもなくする予定でおります。来年度から造成工事に入りまして、いよいよ見えて何か作るんだなということは、皆さんにもお判りいただけて思っております。最終的には、完成は令和10年の3月、令和9年度の末には完成を目標に工事を進める予定でおります。</p> <p>概要についてですが、敷地の面積は約4,700平方メートルになります。庁舎になりますけれども1,000平方メートルに若干欠ける990平方メートルくらいの庁舎面積になります。その他に備蓄倉庫と、消防隊の訓練を行います訓練塔、高さにして建物の2階くらいの高さのものになるんですけども、そういった施設も設ける予定でおります。一番市民の皆さんに役立つと思っておりますのは、ドクターヘリのヘリポートを作りますので、緊急・重症の方を分署に救急車で搬送し、そこにドクターヘリが着陸するというような体制になりますので、救急に関しては貢献できるのではないかなと思っております。</p> <p>配備する車両については、救急車を都賀分署と西方分署に1台ずつ配備されているものを、そのまま2台配備することを予定しております。消防車両についてですけど、2,000リットル程度の水槽が載せてあります、いわゆるタンク車というものを2台配備しまして、タンク車より若干小型の、狭い道路にも進入可能なポンプ車を1台配備する予定でおります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：消防総務課：TEL 23-3527】</p>